

# 大津市仰木の里 幸福の科学学園造成・建設問題

国土問題研究会仰木の里開発問題調査団 奥西一夫

仰木の里は、独立行政法人 UR 都市機構が 1980 年から大津市仰木地区（図 1）で開発したニュータウン（図 2）である。2010 年に幸福の科学学園が、売れ残った区画（図 3）を購入し、そこに中高一貫校の校舎と寄宿舎等を建設した。この区画とその周辺は地盤が不安定で、特に寄宿舎等の北側の盛土斜面には湧水や地表の変状が見られ、周辺住民は大津市に対して造成地の安全性について問い合わせを行ったが、満足な回答が得られなかった。そこで、法律事務所と国土研に相談し、開発審査と建築審査の請求を行ったが、2012 年に却下され、ただちに原告団 234 名が訴訟（大津市に対して適切な指導を求める義務づけ訴訟）を提起した。

その中で国土研調査団は、開示請求に応じて大津市から開示された墨塗りだらけの文書からデータを読み取り、谷埋め高盛土部分の危険性を指摘してきたが、2011 年の東日本大震災や 2014 年の広島土砂災害を受けて、政府は土砂災害防止法に基づく基礎調査および警戒区域の指定の早期実施を各自治体に繰り返し督促し、その中で大津市も、本件係争地について、1.5 次スクリーニング（法定の 1 次、2 次調査の中間的なもの）の結果の一部を開示するに至った。その結果は上記の国土研の調査結果と基本的に一致するものであった。しかし訴訟では、被告大津市は、自らが行った、法的基準に準拠した 1.5 次スクリーニングの調査結果の正しさを否定するという、信じられないような主張をおこなっている。

この裁判はいよいよ大詰めを迎え、現在は双方が最終準備書面を作成中であるが、それに先立って双方の専門家証人に対する尋問がおこなわれ、技術的な争点が明確になった。今回の国土研報告会では主にこの争点について検討し、報告する。

被告側の主張は次のように要約できる。

- (1) 本件造成地の地質条件は、隣接の上仰木・串林地すべり地とは関係がない。
- (2) 盛土は軟弱ではない。
- (3) 現在の盛土斜面は健全であるから、すべり破壊に対する安全率は法的要求を満足している筈である。
- (4) 豊富な地下水は存在しない。
- (5) 地下水位は地表面にはない。（斜面湧水から想定される地下水位は認めるとも解釈できる主張）
- (6) 盛土の密度を独自に想定する。盛土の強度は貫入試験で得られている平均 N 値にもとづいて設定する。
- (7) 地表面載荷は考慮すべきではない。
- (8) 条件を若干可変にして安全率を計算し、(2) 項を満足するものを選ぶと、盛土斜面の正しい状態が明らかになる。

被告大津市側の証人は、これらの主張に関する反対尋問に対して、土質試験の結果を使って安定計算をおこなうのは恐ろしくてできないとか、安定計算プログラムに入れたパラメーター値の正当性については、自分の技術者としてのセンスが根拠である、などと述べ、その主張が破綻し

ていることを露呈した。

個々の主張項目についての検討結果の詳細はパワーポイントで示すこととし、ここでは省略するが、基本的な争点として、被告側が「現状で安定しておれば法的基準を満たしているはずである」と主張するのに対して、原告側は「造成地の供用期間内に想定される地震動や地下水水位変化、土地利用等を勘案した計画安全率が法的基準を満たすべきである」と主張している。また、被告側が「試験値はその平均値を代表値として用いるべきだ」としているのに対し、原告側は「危険なものを安全だと判定する誤判定を避けるため、特に不合理がない限り、もっとも条件の悪い試験値を代表値として用いるべきだ」と主張している。

これらの争点は「安全性の原則」（分野によっては予防原則とよばれる）に関わるものであり、被告主張は誤りである。実際、土砂災害防止法とその施行要領（施行令、施行規則ほか）に基づいておこなわれた被告大津市の調査結果もこの「安全性の原則」に則ったものになっている。



● 図1（左）  
仰木の里（四角枠）周辺の空中写真と地図（写真左上は京都盆地）

図2（左下）  
仰木の里の全景

図3（右下）  
造成前の地形図（枠は学校用地）

